

天神谷	次郎右衛門尉	廿七間	ゐなミ村	貳間	鵜川之内ニあり
諸橋六郷衆		四十二間	古君	此内廿九間明子寺 百七十六間	諸橋本郷
北井	政所	百五十四間	かぶと村	五十八間	山中
番頭	馬	五十三間	かなミ村	百五十壹間	山田四ヶ村
阿曾良	同	六十八間	山田四ヶ村	七十五間	宇出津
公	諸橋次郎兵衛	六十七間	藤なミ村	四十三間	えなミ村
刀同	同	九十四間	鵜川村		
右同	同	南北			
山中	久兵衛	九十貳間	中井北	四十間	中井南
七郎兵衛	明尊坊是ハ 神主指圖以何坊ニ而出	六十三間	はしかし	廿八間	ひら月崎
石倉	萬年藤左衛門尉	十八間	穴水川嶋	十四間	うるち
藤川	九郎兵衛	六間	鵜嶋	廿五間	穴水大町
木下	七郎右衛門尉	廿四間	ゑかの浦	五十八間	からかう
飯森	源右衛門尉	卅九間	にいさき	三間	上野
次郎兵衛	太郎左衛門尉	三十間	河内	七間	うち浦
彦左衛門尉		五間	え津	十間	おきのさき
山田		九間	川尻	六間	天神か谷

諸橋六郷南北棟敷注文

七間 はさみ石六間 むぎの浦
 十壹間 上まほミ十三間 岩車
 三十二間 ねき十間 乙がさき
 三間 くぬぎ十九間 かしま
 十四間 そふく

天文元年七月日

沖網次郎兵衛所持

明次在判

中林源兵衛尉書之
 昌範在判
 (この文書は鳳至郡諸橋六郷社に於いて諸橋六郷及び南北郷の与の長及び棟敷を注せるなりといへり。然れどもひら月崎及びおきのさきの地名の有無を知らず。又天文は七月廿九日の改元なるが故に、能登に於いて天文元年七月と記するの理なく、中林源兵衛尉書之及び沖網次郎兵衛所持とあるも訝し。文應二年七月の諸橋稻荷社文書と共にこの日附は假作にして、尙後世のものたるべし。)

天文元年

十月九日。本願寺證如、加賀の門徒に、山科御坊が法華宗徒の爲に焚かれたることを報す。
 【善徳寺文書】 越中
 就山科回祿之儀、其砌飛脚差下候。不相届候哉、無心元候。就其重而染筆候。山科之事者、無人數之時節ニ候之間如此候。返々事更被驚聞敷候。彌其國堅固に被相踏、靜謐候之様調談肝要候。猶筑前可申候。穴賢々々。
 (天文元年) 十月九日 證如 在判
 加州坊主衆中 宿老中へ

(山科御坊の回祿は八月廿四日に在り。)

十月十三日。遊佐秀頼、鹿島郡永光寺に、羽咋郡若部保の御給米錢を安堵せしむ。
 【永光寺文書】 鹿島郡
 能州若部保、爲洞谷山永光寺領、毎年御給米錢之沙汰在之。雖然康正貳年十一月廿五日前美作守任寄附狀旨、不可有相違者也。仍狀如件。
 一一五三